呉市消防団協力事業所表示制度実施要綱第４条に規定する

認定基準の審査適合要件

（平成28年10月31日　一部改正）

１　呉市消防団協力事業所表示制度実施要綱第４条に規定する認定基準の審査適合要件は，消防関係法令に係る重大な違反がないこと，かつ，次のとおりとする。

(1) 「従業員が消防団員として，相当数入団している事業所等」とは，従業員が消防団員として，５人以上入団している事業所等とする。

(2) 「従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等」とは，入団している従業員について，勤務時間中の出動・訓練等に関する配慮をしている事業所，かつ，消防団活動を行う際に，身分等に不利益をしないように配慮をしている事業所とする。

　　なお，入団している従業員については，年間に概ね６割以上の出動実績（訓練等を含む。）があること。

(3) 「災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等」とは，従業員が消防団員として１人以上入団しており，かつ，災害時等に事業所の重機等の資機材に関する協定や覚書等を消防団と締結している事業所とする。

　　なお，入団している従業員については，年間に概ね６割以上の出動実績（訓練等を含む。）があること。

(4) 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等とする。

(5) その他消防団活動に協力することにより，地域の消防防災体制の充実強化に寄与いているなど，市長が特に優良と認める事業所等とする。

２　呉市消防団協力事業所表示制度実施要綱第６条に規定する「市長は，審査の結果，協力事業所の認定を行ったときは，当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証（様式第２号）を交付するものとする。」の文中「消防関係法令に違反している事業所」とは，行政指導の事業所については，除くものとする。